介護保険における要支援者への予防給付を廃止する案に関する質問主意書

提出者 山井和則

介護保険における要支援者への予防給付を廃止する案に関する質問主意書

介護保険の制度改正については、 社会保障審議会介護保険部会にて議論、 検討されているところである

が、 平成二十五年十月三十日の介護保険部会(第五十一回)にて、 厚生労働省より、 要支援者への予防給付

を廃止し、 市町村が実施主体となる新総合事業への移行について提案がなされたところである。

そこで、以下のとおり質問する。

予防給付の費用は、 平成二十三年度で約五千億円ですが、給付見込み額の伸びが従来通りの五から六%

の場合、 平成三十七年度には費用額はいくらと推計されますか。 また、平成二十七年度から新総合事業へ

移行して効率化を図り三から四%の伸びにした場合、 平成三十七年度には費用額はいくらと推計されます

か。

合事業への移行後も、 いま要支援のサービスを利用している高齢者は、 いま利用しているサービスを継続して利用する権利を有しますか。 要介護認定で同じ要支援と認定されている限り、

 \equiv 新総合事業に移行した後、新たに要支援一、二に認定された高齢者が、既存サービス (現在、

二の高齢者が利用しているサービス)を利用できる可能性は、 移行前から要支援サービスを利用して

いた高齢者と同じですか。

四 いま要支援のサービスを利用している高齢者は、 移行後も同様のサービスを継続して受けることについ

て、優遇措置あるいは経過措置は設けられますか。

Ŧi. 新総合事業に移行したら、 自己負担は市町村によっては二割になる可能性はありますか。

市町村によってはデイサービスやホームヘルプの事業費の単価や人員基準が

下がる可能性はありますか。 また、職員の数が減ったり、 専門職がボランティアに替わる可能性はありま

すか。

六

新総合事業に移行したら、

七 新総合事業への移行によりサービス単価が引下げられれば、 消費税が増税され、 物価も上昇する状況に

もかかわらず、 介護職員の賃金が引下げられる可能性はありませんか。 可能性があるとすれば、 それは、

安倍総理が目指す賃上げと矛盾しませんか。

八 現行の地域支援事業では、サービスの利用者の自己負担割合が一割を下回ることはありますか。

九 新総合事業では、 要支援者と現在の地域支援事業の利用者が、同じサービスを利用することはあり得ま

すか。

+ を要支援者が利用する場合には、 を下回らないような仕組みとすることが必要とされています。三があり得る場合、 新総合事業への移行についての提案では、 一割の自己負担が必要となり、 要支援者の利用料の下限については要介護者の利用負担割合 現在の地域支援事業の利用者よりも重い 二に該当するサービス

十 一 介護保険部会 (第五十一回) 資料一の五、六ページに示されていますが、総合支援事業に移行した

訪問介護事業所では行わないのですか。

家事援助については、

負担が必要となることがあり得ますか。

5 介護保険部会 「等」という文言で訪問介護事業所による家事援助を読み込むのですか。 (第五十一回) 資料一の五ページ中の 「既存 の訪問介護事業所による身体介護等」のう

十三 わ っているホームヘルパーの方はおよそ何人いますか。 ホームヘルパーの多くが職を失うことになりかねませんか。 ホームヘルパーは全国でおよそ何人いますか。そのうち、 また、 家事援助を訪問介護事業所が行わなくなる 介護保険の予防給付における訪問介護に携

十四四 介護保険の予防給付である、要支援者を対象とする家事援助について、ボランティアで担うことが可

能と考えていますか。